

「教育の情報化に関する手引」作成検討会の運営について（案）

平成 31 年 月 日

「教育の情報化に関する手引」作成検討会

（趣旨）

第 1 条 「教育の情報化に関する手引」作成検討会（以下「作成検討会」という。）の運営については、以下のとおり定めることとする。

（座長等）

第 2 条 作成検討会には座長及び副座長を置く。

2 座長は、作成検討会の議長となり、議事を運営する。

3 座長がやむを得ない理由により作成検討会に出席できないときは、副座長がその職務を代理する。

（作成検討会の公開）

第 3 条 作成検討会は原則として公開とする。ただし、作成検討会に属する構成員等の自らの識見に基づいた専門的・学術的な審議及び率直かつ自由な意見交換を確保する必要がある、又は審議内容に個別利害に直結する事項に係る案件を含み、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（会議資料の公開）

第 4 条 作成検討会の会議資料は原則として配付資料をホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（議事概要の公開）

第 5 条 作成検討会の議事は、議事概要等をホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。